小割り式二年魚くろまぐろ養殖業	全ての水域		三・四〇	二・四七
小割り式三年魚くろまぐろ養殖業	全ての水域		二・四七	二・〇〇
小割り式四年魚くろまぐろ養殖業	全ての水域	短期	一・九八	一・六〇
		中期	二・三五	一・九〇
		長期	二・四七	二・〇〇
			一・五四	一・二四	一・四二	一・六〇
			一・五四	一・四七	一・六九	一・九〇
			一・七七	一・五四	一・七七	二・〇〇

第一号の表備考イ中「通常てん補方式」を「通常**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ロ中「全病害不てん補方式」を「全病害不**塡**補方式」に、「第二十二号まで及び第二十八号から第三十号」を「第二十五号まで及び第三十一号から第三十三号」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ハ中「特定病害不てん補方式」を「特定病害不**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ニ中「病害低てん補方式」を「病害低**塡**補方式」に改め、「第六十九条の三及び」及び「これらの規定を」を削り、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ヌ中「小割り式ふぐ養殖業」を「小割り式二年魚ふぐ養殖業」に、「いう」を「、小割り式三年魚ふぐ養殖業」とは、令第十三条第十二号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう」に改め、同表備考ル中「第十三条第十二号」を「第十三条第十三号」に、「第十三条第十三号」を「第十三条第十四号」に、「第十三条第十四号」を「第十三条第十五号」に改め、同表備考ヲ中「第十三条第十五号」を「第十三条第十六号」に改め、同表備考ワ中「第十三条第十六号」を「第十三条第十七号」に、「第十三条第十七号」を「第十三条第十八号」に、「いう」を「、小割り式三年魚すずき養殖業」とは、令第十三条第十九号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式三年魚すずき養殖業をいう」に改め、同表備考カ中「第十三条第十八号」を「第十三条第十九号」に、「第十三条第十九号」を「第十三条第二十一号」に改め、同表備考ヨ中「第十三条第二十号」を「第十三条第二十二号」に改め、同表備考タ中「第十三条第二十一号」を「第十三条第二十三号」に、「第十三条第二十二号」を「第十三条第二十四号」に、「いう」を「、小割り式三年魚しまあじ養殖業」とは、令第十三条第二十五号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式三年魚しまあじ養殖業をいう」に改め、同表備考レ中「第十三条第二十八号」を「第十三条第三十一号」に、「第十三条第二十九号」を「第十三条第三十二号」に、「第十三条第三十号」を「第十三条第三十三号」に改め、同表備考ネを次のように改める。

ネ　「7区」とは、静岡県、愛媛県、佐賀県又は鹿児島県の地先水面を、「8区」とは、7区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

同表備考ナ中「10区」を「9区」に改め、「、兵庫県、島根県」を削り、「11区」を「10区」とは、9区」に改め、同表備考ラ中「12区」とは、静岡県、兵庫県、島根県、佐賀県」を「11区」とは、兵庫県、和歌山県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県」に、「13区」とは、12区」を「12区」とは、11区」に改め、同表備考コ中「てん補方式が全病害不てん補方式又は特定病害不てん補方式」を「**塡**補方式が全病害不**塡**補方式又は特定病害不**塡**補方式」に、「オ、ク、マ、ケ又はフ」を「ヤ、マ、フ、コ又はエ」に改め、同表備考テとし、同表備考フ中「オ、ク、マ又はケ」を「ク、ヤ、マ、フ又はコ」に改め、同表備考エとし、同表備考ケ中「てん補方式が全病害不てん補方式又は特定病害不てん補方式」を「**塡**補方式が全病害不**塡**補方式又は特定病害不てん補方式」に、「オ又はマ」を「ヤ又はフ」に改め、同表備考マを同表備考フとし、同表備考ヤ中「オ又はク」を「ヤ又はマ」に改め、同表備考ケとし、同表備考ク中「てん補方式が全病害不てん補方式又は特定病害不てん補方式」を「**塡**補方式が全病害不**塡**補方式」に改め、「掲げる率」の下に「（クに該当する場合にあっては、クによって得た率）」を加え、同表備考クの表を次のように改める。

区分	割合
一等級	百分の八十
二等級	百分の八十
三等級	百分の八十
四等級	百分の八十
五等級	百分の八十二
六等級	百分の八十四
七等級	百分の八十六
八等級	百分の八十八
九等級	百分の九十
十等級	百分の九十二
十一等級	百分の九十四
十二等級	百分の九十六
十三等級	百分の九十八
十四等級	百分の百
十五等級	百分の百三
十六等級	百分の百六
十七等級	百分の百九
十八等級	百分の百十二
十九等級	百分の百十五
二十等級	百分の百十八
二十一等級	百分の百二十一
二十二等級	百分の百二十四
二十三等級	百分の百二十七
二十四等級	百分の百三十

第一号の表備考クを同表備考マとし、同表備考オ中「てん補方式が全病害不てん補方式又は特定病害不てん補方式」を「**塡**補方式が全病害不**塡**補方式又は特定病害不**塡**補方式」に改め、「掲げる率」の下に「（クに該当する場合にあっては、クによって得た率）」を加え、同表備考オを同表備考ヤとし、同表備考ノを同表備考オとし、同表備考オの次に次のように加える。

ク　規則第六十九条の三に掲げる要件に該当する特約がある場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率に百分の百十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

第一号の表備考ヰ中「小割り式二年魚たい養殖業及び小割り式ふぐ養殖業」を「小割り式一年魚たい養殖業、小割り式二年魚たい養殖業及び小割り式ふぐ養殖業」に改め、同表備考ヰを同表備考ノとし、同表備考ウ中「小割り式三年魚かんぱち養殖業、小割り式三年魚ひらまさ養殖業」を「小割り式三年魚ふぐ養殖業、小割り式三年魚かんぱち養殖業、小割り式三年魚すずき養殖業、小割り式三年魚ひらまさ養殖業、小割り式三年魚しまあじ養殖業」に改め、同表備考ウを同表備考ヰとし、同表備考ムを同表備考ウとし、同表備考ラの次に次のように加える。

ム　「13区」とは、香川県、愛媛県、長崎県又は鹿児島県の地先水面を、「14区」とは、13区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。